



夫婦で営農

特集 自分らしい農業の始め方

サラリーマンを辞めて妻の故郷で

自分の頑張りが売上に反映

サラリーマン時代、転勤で妻の実家のある弘前市に。りんご生産者である義父母を手伝い、頑張りが直接売上に反映される農業に魅力を感じ、就農を考えるようになりました。就農に向け、義父母にも相談し、不作等のリスク分散のためにもりんご以外の作物で就農してみても、とアドバイスをもらいました。そこから、就農フェアにも参加して情報を収集しました。

ミニトマトを選んだ理由

農作業体験後、前職を退職し、妻と共に**就農準備資金**を活用して1年間研修しました。生産物の選定にあたっては、収益性が高い作物を調べ、定植した年から収益が得られるという理由からミニトマトを選びました。

計画通りにはいかない独立自営

農業研修を経て、夫婦で独立自営を開始。ハウス設置は、物価高騰もあり、計画以上の費用が掛かりました。**経営発展支援事業**や**経営開始資金**といった独立自営に際して使える補助金があり、ありがたかったです。将来は義父母からりんご園を引き継ぐことも考えているので、これまでの作業方法にとらわれず、効率的に収益を上げられる農業を目指していきたいです。

生産物
ミニトマトいっき たい
斉宮 大 さん

山口県出身。1年間の研修を経て、令和4年より独立自営。妻・知佳さんと共同経営。



地域ベースで

人生100年時代、自分らしい働き方を

体育教師・ラグビーコーチから農業へ!

ラグビーの仕事をきっかけに弘前市に来ました。これまで仕事を通し、たくさんの人に関わることで人生が広がる経験をしてきました。地域に根ざした交流に特に魅力を感じます。

人生100年時代! 地域の人とのつながりを大切にしながら、長くできる「農業」という働き方、そして世界に誇る「弘前のりんご」を軸に人生を歩むことを決意しました。

農業里親実践研修

農業は完全に素人でしたので、まずは技術を習得するため、**農業里親研修**(※1)を利用しました。研修は雇用就農と違って給与がないため、**就農準備資金**を活用しています。里親農家さんは非常に理解のある方で、ひろさきスタートアップの塾等の講習会への参加や、他の里親農家さんの園地見学など、積極的に外に学びに行くことも勧めてくれます。

(※1) 就農希望者に対して、里親農家が農業研修を行う制度。短期(トライアル)と長期(実践)がある。

みんなが畑に足を運びたくなる畑づくり

市の園地継承円滑化システムで園地を探し、来年春から耕作するりんご園地が決まりました。青空の下、りんごをきっかけにさまざまな人が集う。弘前のりんご文化を継承しながら、このりんご園地が人と人の交流やにぎわいを生むことを思い描いています。

なかじま しんや
中嶋 真也 さん

秋田県出身。体育教師等を経て、令和5年4月から実践研修中。令和7年4月の独立自営を目指す。

生産物
りんご

今回は、新規就農者にスポットをあてて農業の始め方を紹介しました。皆さんの経歴や目指す農業の形はさまざまですが、就農・営農には「人とのつながり」が欠かせないようです。市の基幹産業である農業の維持・発展を図るためにも、多様な担い手の存在が必要です。農業者を支援するさまざまな制度がありますので、お気軽にご相談ください。

地域の皆さんと
直接対話します

市政懇談会を8地区で開催



▼本年度の開催スケジュール

実施日	時間	地区名	会場
8/20(火)		千年地区	千年交流センター体育室
8/23(金)		藤代地区	藤代公民館
8/27(火)		石川地区	石川町民会館
8/28(水)	午後2時 ～4時	東地区	城東団地集会所
10/15(火)		朝陽地区	朝陽小学校体育館
10/21(月)		二大地区	大成小学校地域交流室
10/30(水)		桔梗野地区	緑ヶ丘集会所
10/31(木)		三大地区	第三大成小学校 クラブハウス

※変更があった場合は、市ホームページでお知らせします。

合併処理浄化槽を
整備しませんか

「合併処理浄化槽」設置整備補助金



家庭からの生活雑排水による川や海の水質汚濁を防ぐために、合併処理浄化槽の設置・整備費用の一部を補助します。

▼対象 公共下水道の事業計画区域および農業集落排水施設の処理区域以外の区域において、次の①・②のいずれかを実施する個人

- ①新築の住宅に合併処理浄化槽を設置する
- ②単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する

▼補助限度額 設置費…5人槽=39万円、6～7人槽=47万4,000円、8～10人槽=66万円/撤去費…単独処理浄化槽=12万円、くみ取り便槽=9万円/宅内配管工事費…30万円

▼申請期限 11月29日(金)

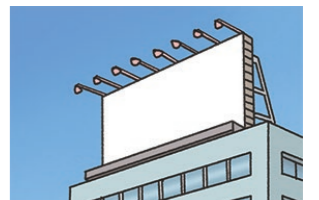
※予算に達し次第、受け付けを終了します。

申請方法など詳細は、市ホームページで確認を。

■問い合わせ・申請先 環境課(市役所2階、☎36-0677)

景観ルールを
守りましょう

屋外広告物に関するお知らせ



告物や貼り紙、のぼり旗などさまざまな種類があり、次の2つに分類されます。

●**自家用広告物**…自分の店舗や事業所のある敷地内に、その営業内容等を表示するもので、一定規模を超えると掲出に許可が必要です。

●**非自家用広告物**…案内用看板や、自分の店舗・事業所のある敷地外に掲出するもので、この場合は全ての広告物掲出に対して許可が必要です。

申請方法など詳しくは、市ホームページで確認してください。

■問い合わせ・申請先 都市計画課(市役所3階、☎34-3219)



市では、良好な景観形成や風致の維持、公衆に対する危害防止を目的に、市内全域に景観づくりのルール(弘前市景観計画)を定めています。

例えば、弘前公園周辺(景観形成重点地区)や学校・病院などの禁止地域では、1事業所あたりの合計表示面積が7㎡を超えると許可申請の対象となります。

よりよい景観を市民・事業者・行政が一体となって共につくっていくために、ご協力をお願いします。

【屋外広告物とは】

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示・掲出されるもので、内容が営利目的の広告物とは限りません。建物の壁面や屋上に表示する広